

「統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議について」の新旧対照表

改正案	現行
統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 35 条第 2 項の規定に基づく基幹統計調査に係る匿名データ（以下単に「匿名データ」という。）の作成に関する審議については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）を踏まえ、匿名データの早期提供に向け、匿名データ作成省庁及び総務省統計研究研修所（以下単に「統計研究研修所」という。）と連携を図り、以下の措置を講じることにより、<u>効率的かつ重点的に行うものとする。</u>	統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 35 条第 2 項の規定に基づく基幹統計調査に係る匿名データの作成に関する審議については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）を踏まえ、匿名データの早期提供に向け、匿名データ作成省庁及び総務省統計研究研修所（以下「統計研究研修所」という。）と連携を図り、以下の措置を講じることにより、<u>重点的かつ効率的に行うものとする。</u>
<u>(削る)</u>	<u>1 匿名データの計画的な作成</u> <u>基幹統計調査の実施又は変更に係る諮問審議の際、必要に応じて匿名データの作成計画について確認を行うものとする。</u>
<u>1 審議の効率化及び重点化</u> <u>匿名データの作成に当たっては、これまでの統計委員会における審議や統計研究研修所における支援の実績等を踏まえて策定された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」に沿って行うものと認められる場合、次に掲げるとおり、審議の効率化及び重点化を図るものとする。</u> <u>(1) 匿名データの元となる統計調査の調査事項（(2)において単に「調査事項」という。）に追加及び変更がない場合、前回の統計委員会答申から変更がないものと判断できることから、統計委員会における諮問審議を要さないものとする。</u>	<u>2 統計委員会における審議の重点化及び効率化</u> <u>① これまでの審議実績等を踏まえて策定された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（以下「匿名化処理基準」という。）に沿って匿名データの作成を行うもの（作成年次の単純な追加）と認められる場合、前回の統計委員会答申から変更がないものと判断できることから、統計委員会における諮問審議を要さないものとする。</u>

改正案	現行
<u>(2) 調査事項に追加又は変更がある場合、統計研究研修所における検証結果に基づき、原則として、統計制度部会への付託を行わず、統計委員会において審議を行うものとする。</u>	<u>② 上記①に掲げる匿名化処理基準と異なる新たな匿名化手法（調査事項の追加又は変更に伴う新たな匿名化措置等を含む。）により匿名データの作成を行うものと認められる場合、統計研究研修所における検証結果や論点整理を最大限活用した上で、統計委員会における審議の重点化及び効率化を図るものとする。</u> <u>なお、委員長及び統計制度部会長が匿名化処理基準に準じて対応することが適当と認める場合には、審議の簡素化を図ることができるものとする。</u>
<u>2 答申の時期</u> <u>1 (2) の場合において、答申は、匿名データの作成に必要な調査票情報に係る基幹統計調査の実施又は変更に係る答申を行った後に行う。</u>	<u>(新規)</u>
<u>3 答申後に匿名性に疑義が生じた場合の対応</u> <u>急激な社会経済情勢の変化等により、答申を受けて作成した匿名データの匿名性に疑義があると認められる場合、その状況について報告を受けるものとする。</u>	<u>(新規)</u>

改正案	現行
<u>4</u> 過去の統計委員会答申における今後の課題への対応 匿名データの作成に係る過去の統計委員会答申において、今後の課題とされた事項（地域情報や年齢の詳細化など）については、各統計調査に共通する課題として、統計研究研修所における検討結果について報告を受け、その取扱いを別途検討するものとする。	<u>3</u> 過去の統計委員会答申における今後の課題への対応（同左）
<u>5</u> その他 <u>1</u> から <u>4</u> までの取扱いについては、今後の運用状況等を踏まえ、適宜見直しを図るものとする。	<u>4</u> その他 <u>上記 1 から 3</u> までの取扱いについては、今後の運用状況等を踏まえ、適宜見直しを図るものとする。